

親子教室実施業務委託仕様書

1. 業務の目的

療育に関する専門的な知識を有する事業者に親子教室実施業務を委託することにより、子ども及びその家族への支援体制を構築し、子どもの心身の健やかな成長や発達を促進し、さらには自立を支援することを目的とする。

2. 契約内容

- (1) 業務名 親子教室実施業務委託
- (2) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 委託事業者資格要件

- (1) 湯沢市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 指導援助を必要とする子ども及びその保護者に対し、必要な療育事業を実施できること。
- (3) 概ね過去3年以内に、国、県その他団体等からの受託または自主事業による障害をもつ子ども及びその保護者を対象とした親子教室等業務を実施した実績があること。
- (4) 親子教室実施における従事者の資質向上のための研修を実施できること。
- (5) 業務の受託年度を含まない過去5年度にわたり、受託者または従事者が、乳幼児等に対する身体的、性的、心理的虐待のほか、放棄・放置、経済的虐待等の行為またはこれらに類する行為（以下「虐待行為等」という。）を行ったことが認められないこと。

4. 委託業務内容

(1) 業務の概要

湯沢市親子教室実施業務委託を受け、親子教室を実施する。

(2) 開催場所

湯沢市川連町字上平城 120 番地 稲川農村環境改善センター TEL0183-42-5816

(3) 親子教室の対象者

親子教室に参加する対象者は、湯沢市に住民登録されており、かつ、次のいずれかに該当する幼児とする。なお、対象者1人につき保護者は2人までとし、実施1回あたり15組を上限とする。

- ① 湯沢市の乳幼児健診等で、心身の発達上の心配があると認められた幼児
- ② 湯沢市の乳幼児健診等で、家庭内の育児環境に改善が必要と認められた幼児
- ③ その他、湯沢市が必要と認める幼児

(4) 親子教室の内容等

項目	説明												
実施回数等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	1回	1回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	2回	1回	1回	16回
	教室開催は上記のとおりとするが、やむを得ない事情(感染症の流行、自然災害、事故等)により回数を調整することがある。												
実施時間	親子教室開催 10時00分から11時00分まで (受付9:30～)												
実施プログラム	受託者の企画提案による												
その他	参加者から負担金は徴収しない。												

(5) 役割分担

業務の役割について、委託者（市子ども未来課）、受託者それぞれ次のとおりとする。

<委託者>

- ① 年間の実施スケジュール調整に関すること
- ② 実施場所の確保に関すること
- ③ 事業の周知及び参加者のとりまとめに関すること
- ④ 教室に参加する保護者の相談支援に関すること
- ⑤ 親子教室実施の補助に関すること

<受託者>

- ① 年間の実施スケジュール調整に関すること
- ② 親子教室の実施に関すること
- ③ 親子教室の人員体制及び従事者の資質向上に関すること
- ④ 親子教室参加幼児を対象とした保険の加入に関すること

5. 業務報告等及び委託料の支払い

- (1) 受託者は、親子教室実施ごとに、湯沢市が指定する方法により、実施内容を報告すること。
- (2) 受託者は、すべての親子教室が終了したのち、業務完了報告書を提出すること。なお、教室を実施した回数に応じ変更契約の対象とする。
- (3) 本業務の委託料は、検査合格したのち受託者からの請求により支払うものとする。
- (4) 委託料は、受託者が概算払いを希望する場合には、事前に書面でその旨を示し、市長が認めた場合に限り、契約額の10分の5以内の額を概算払いすることができる。この場合、すべての業務終了後、業務の実績により委託料を精算する。

6. 業務の休止、中止等

湯沢市は、次のいずれかに該当するときは、業務の全部もしくは一部を休止、中止することができる。

- (1) 受託者から業務の休止または中止の申し出があったとき。
- (2) 受託者が本委託事業に関して不正、怠慢、参加者等に対する虐待行為等その他不適切な行為をしたとき。
- (3) 契約締結後に生じた事情により、業務の全部又は一部の継続が困難となったときまたは継続する必要がなくなったとき。

7. 業務における注意事項

- (1) 教室実施にはメインとなる指導者のほか、参加者個々へのサポートのための必要人員を配置し、すべての参加者が平等に満足感を得られるよう配慮した指導を心掛けること。
- (2) 本教室への参加は保護者同伴を原則とするが、参加者の行動管理、体調不良者への対応、安全管理等には受託者が細心の注意を払い必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、その業務により生じた事故及び損害について、受託者の故意または過失が認められる場合、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとし、損害賠償の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、本業務を実施するにあたっての個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

8. その他

- (1) 参加する幼児を対象とした保険加入を必須とし、保険証書の写しをあらかじめ湯沢市に提出するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、湯沢市と受託者による協議において決定する。